

緊急事態措置の延長

本県は、8月20日からの緊急事態措置を踏まえた取組により、1千人を超えていた新規感染者数も前週比が10日間連続で1を下回るなど減少傾向にあるが、週平均では約700人、また重症病床使用率も50%を超えているなど依然ステージⅣの状況にあることから、このたび緊急事態措置が延長されることとなった。このため、国の基本的対処方針に基づき、これまでと同様の措置を継続するとともに、県民・事業者の協力を得ながら、一日でも早い感染の収束を目指す。

緊急事態措置 (特措法第45条第2項、第24条第9項等)	
区域：県全域	
期間：R3年8/20(金)～9/12(日)〔24日間〕(現行)	期間：R3年9/13(月)～9/30(木)〔18日間〕(延長)
<p><u>[外出自粛]</u> ○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛 ○混雑した場所等への外出の半減を要請 等</p> <p><u>[飲食店等]</u> ○休業要請・時短要請 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く) ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5時～20時) ○感染対策徹底 ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨</p> <p><u>[多数利用施設]</u> (共通) ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底 ○人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を要請</p> <p><多数利用施設> ○20時までの時短要請^(*)(酒類提供禁止)</p> <p><イベント関連施設> ○イベント開催制限要件を準用した施設運用を要請 ○イベント開催の場合は、21時までの時短要請(イベント開催以外の場合は20時までの時短要請^(*)(酒類提供禁止))</p> <p><u>[イベント開催制限]</u> ○国の開催基準に準拠 収容定員：50%以内 人数上限：5千人 ○21時までの営業時間短縮を要請</p> <p><u>[出勤抑制]</u> ○在宅勤務(テレワーク)の推進</p>	<p><u>[外出自粛]</u> <同左></p> <p><u>[飲食店等]</u> <同左></p> <p><u>[多数利用施設]</u> <同左></p> <p><u>[イベント開催制限]</u> <同左></p> <p><u>[出勤抑制]</u> <同左></p>

* 1,000㎡以下施設の場合は協力依頼